

伊勢原市地域防犯推進協議会活動（わんわんパトロール・自転車パトロール） 実施要領

第1 趣旨

伊勢原市地域防犯推進協議会では、地区防犯推進協議会（7地区）が行う、児童・生徒の安全対策、空き巣対策、痴漢対策、自転車・バイク盗対策、ひったくり対策等の「昼間の対策」の活動の充実に努めています。

「昼間の対策」における児童・生徒の安全対策は、自治会、小中学校PTA、子ども会育成会、民生委員・児童委員、老人クラブなどが中心となり児童・生徒の登下校時にあわせた見守り活動や定点監視等の活動を行っていただいています。

また、空き巣等の対策では、出掛ける時の隣人への声かけや、テレビや照明を点けての外出の推奨、見慣れない人への声かけなどについて、自治会等へ呼び掛けを行っています。こうした地域の連携が、空き巣やひったくり等の防止対策にもつながり、地域全体が犯罪に強いまちとなります。

そこで、昼間の対策の拡充を図るため、愛犬の散歩や自転車での外出時にステッカーをつけていただき、防犯パトロール活動を行っていただくことで、色々な方面から一人でも多くの方に防犯活動の取組に参加していただくことを目的として、「わんわんパトロール」及び「自転車パトロール」活動を開始します。

第2 活動の名称

- 1 愛犬の散歩時に、バンダナ、リード標、腕章を身に付けて行うパトロール活動を「わんわんパトロール」とします。
- 2 自転車での外出時に、前カゴなどにステッカーを着けて行うパトロール活動を「自転車パトロール」とします。

第3 新たな活動

1 わんわんパトロール

(1) 目的

愛犬を散歩する際に防犯パトロールグッズを身に付けていただき、犯罪行為を行おうとする者に地域ぐるみの防犯活動をアピールして、空き巣、乗り物盗、ひったくりなどの街頭犯罪を抑止することを目的としています。

(2) 登録資格

伊勢原市在住の方と愛犬で、糞を持ち帰るなど、マナーを守って散歩できること。

(3) 登録方法及び登録者の管理

活動届出書（様式第1）に必要事項を記入のうえ、地域防犯推進協議会事務局（市民協働課交通防犯対策係）へ提出してください。

なお、登録者名簿を作成し、地区防犯推進協議会長（地区自治会代表）に報告します。

(4) 活動内容

日常の愛犬の散歩の際に、防犯パトロールグッズを身に着けていただくだけです。危険な箇所を選ぶ必要はなく、いつもの散歩コースで構いません。

パトロール中に不審者や不審車両などを見つけたら、伊勢原警察署（94-0110 緊急時は110番）に通報してください。

各自の自己責任において行動することとし、不審者を捕まえるなど、自身に危害が及ぶような行動は絶対にしないでください。

(5) 貸与品

- ・腕章
- ・リード標
- ・バンダナ

(6) 貸与期間

貸与期間は、自主的な防犯パトロール活動が実施されている間とします。

(7) 貸与品の管理

紛失による悪用を防ぐため、貸与品を適切に管理し、使用目的以外には使用しないでください。

また、万一、紛失した場合には、地域防犯推進協議会事務局（交通防犯対策課）へ報告してください。

(8) 活動中の事故等について

活動はすべて各自の自己責任において行動していただきます。万一、事故等に遭った場合は、地域防犯対策推進協議会事務局（市民協働課交通防犯対策係）へご連絡ください。

2 自転車パトロール

(1) 目的

自転車で散歩や買い物、子どもの送迎などに出掛ける際にパトロールシートを前カゴなどに付けていただき、犯罪行為を行おうとする者に地域ぐるみの防犯活動をアピールして、空き巣、乗り物盗、ひったくりなどの街頭犯罪を抑止することを目的としています。

(2) 登録資格

伊勢原市在住の方で、自転車を所有し、防犯登録を行い、ルールを守って走行できること。

(3) 登録方法及び登録者の管理

活動届出書（様式第2）に必要事項を記入のうえ、地域防犯推進協議会事務局（市民協働課交通防犯対策係）へ提出してください。

なお、登録者名簿を作成し、地区防犯推進協議会長（地区自治会代表）に報告します。

(4) 活動内容

日常の自転車での外出の際に、パトロールシートを前カゴなどに着けていただくだけです。危険な箇所を選ぶ必要はなく、いつものコースで構いません。

パトロール中に不審者や不審車両などを見つけたら、伊勢原警察署（94-0110 緊急時は110番）に通報してください。

各自の自己責任において行動することとし、不審者を捕まえるなど、自身に危害が及ぶような行動は絶対にしないでください。

(5) 貸与品

- ・腕章
- ・パトロールシート

(6) 貸与期間

貸与期間は、自主的な防犯パトロール活動が実施されている間とします。

(7) 貸与品の管理

紛失による悪用を防ぐため、貸与品を適切に管理し、使用目的以外には使

用しないでください。

また、万一、紛失した場合には、地域防犯推進協議会事務局（市民協働課交通防犯対策係）へ報告してください。

（８） 活動中の事故等について

活動はすべて各自の自己責任において行動していただきます。万一、事故等に遭った場合は、地域防犯対策推進協議会事務局（市民協働課交通防犯対策係）へご連絡ください。

〔連絡・問い合わせ先〕

伊勢原市地域防犯推進協議会事務局(伊勢原市役所市民協働課交通防犯対策係)

伊勢原市田中348 伊勢原市役所5階

TEL：0463-94-4715

FAX：0463-95-7615